

所得控除

所得控除は、納税者の実情に応じた税負担を求めめるために、配偶者や扶養親族の有無、病気・災害などによる臨時的な支出の有無などの個人的事情を考慮して、所得金額から差し引く金額です。

控除の種類	控除の内容	控除額
雑損控除	前年中に災害（火災、風水害など）や盗難などにより生活用資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①（損失の金額－保険金等で補填される金額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	次の①と②のいずれか一方のみ適用 ①（支払った医療費－保険などで補填される金額）－（総所得金額等の合計額×5%の額又は10万円のいずれか低い方の額） [控除限度額 200万円] ②セルフメディケーション税制の場合は、 （特定の医薬品の購入額－保険などで補填される金額）－12,000円 [控除限度額 88,000円]
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民年金保険料、公的年金の掛金、健康保険料など）を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度等や心身障害者扶養共済制度により掛金を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	新契約（平成24年1月1日以後の締結分）の保険料を支払った場合	12,000円以下は支払保険料等の全額 12,000円超32,000円以下は支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下は支払金額の1/4+14,000円 56,000円超のときは28,000円
	旧契約（平成23年12月31日以前の締結分）の保険料を支払った場合	15,000円以下は支払保険料等の全額 15,000円超40,000円以下は支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円超のときは35,000円
	※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 [限度額 70,000円] ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計	

	算した控除額の合計額 [限度額 28,000 円]	
地震保険料控除	地震保険契約	50,000 円以下は支払金額の 1/2 50,000 円超のときは 25,000 円
	旧長期損害保険契約（平成 18 年 12 月 31 日までの締結分で、保険期間が 10 年以上かつ満期返戻金のあるもの）	5,000 円以下は支払保険料等の全額 5,000 円 超 15,000 円 以下は支払金額の 1/2+2,500 円 15,000 円 超のときは 10,000 円
	※地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方がある場合は、限度額は 25,000 円になります。	
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族のうち障害者がいる場合	障害者 1 人につき 260,000 円 特別障害者 1 人につき 300,000 円 同居特別障害者 1 人につき 530,000 円
寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族がいる人で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の場合 ②夫と死別（生死不明含む。）した後婚姻をしていない人で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の場合	260,000 円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子を有する単身者で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の場合	300,000 円
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が 85 万円以下で、かつ勤労によらない所得が 10 万円以下の勤労学生	260,000円
配偶者控除	別表 1 参照	
配偶者特別控除		
扶養控除	生計を一にする親族（配偶者を除く。）で、前年中の合計所得金額が 58 万円以下の場合	一般扶養親族 （16 歳以上 19 歳未満） （23 歳以上 70 歳未満） 330,000 円 特定扶養親族 （19 歳以上 23 歳未満） 450,000 円 老人扶養親族 （70 歳以上） 380,000 円 同居する老親等（70 歳以上の父母等） 450,000 円 ※事業専従者と重複しては受けられません。

特定親族特別控除	別表2参照		
基礎控除	前年の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合	合計所得金額	2,400 万円以下 430,000 円
			2,400 万円超 2,450 万円以下 290,000 円
			2,450 万円超 2,500 万円以下 150,000 円
			2,500 万円超 0 円

別表1 配偶者控除・配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族、事業専従者を除く。）を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が、1,000 万円以下の者である場合には、その者の総所得金額等の合計額から次の表の区分に応じた金額を控除します。

納税義務者の合計所得金額が、1,000 万円を超える場合は、配偶者の合計所得が 58 万円以下でも控除額は 0 となります。（同一生計配偶者）

		配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	控除対象配偶者がいる場合	0 円～580,000 円 (給与収入 1,230,000 円まで)	330,000 円	220,000 円	110,000 円
	老人控除対象配偶者がいる場合		380,000 円	260,000 円	130,000 円
配偶者特別控除	控除対象配偶者がいない場合	580,001 円～ 950,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
		950,001 円～ 1,000,000 円			
		1,000,001 円～ 1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	
		1,050,001 円～ 1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円
		1,100,001 円～ 1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円
		1,150,001 円～ 1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円
		1,200,001 円～ 1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円
		1,250,001 円～ 1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円
		1,300,001 円～ 1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円

※夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

別表2 特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額が95万円以下の場合、親等は特定扶養控除と同額（45万円）の所得控除を受けることができます。

また、合計所得金額が95万円を超えた場合においても、合計所得金額が123万円までは子等の所得に応じた控除を受けることができます。

特定親族の合計所得金額	控除額
580,001円～850,000円	450,000円
950,001円～1,000,000円	410,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円
1,050,001円～1,100,000円	210,000円
1,100,001円～1,150,000円	110,000円
1,150,001円～1,200,000円	60,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円